

# 坂出市地域防災計画 参考資料

## 第10章 地震・津波対策関係

## 10-1 緊急地震速報受信時の行動マニュアル

(目的)

第1条 気象庁の発信する緊急地震速報(震源地の初期微動から、地震の主要動の到達時間及び震度を予想した情報。以下「速報」という。)を受信し、坂出市本庁舎の館内放送設備にて同時放送した場合に、速報を知ることのできる市公共施設への来庁者の混乱化を防止するとともに、地震により予測される被害からの回避行動を促し、もって来庁者及び職員の安全を図るため、職員のとるべき行動を定める。

(定義)

第2条 この行動マニュアルにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- ①強い揺れが予想された場合  
震度4以上をいう。
- ②弱い揺れが予想された場合  
震度3以下をいう。
- ③時間に余裕が無い場合  
地震到達までの猶予時間が、20秒未満の場合。
- ④時間に余裕が有る場合  
地震到達までの猶予時間が、20秒以上ある場合。
- ⑤時間に相当の余裕が有る場合  
地震到達までの猶予時間が、30秒以上ある場合。

(行動)

第3条 速報を受信した場合の職員の行動は、別表のとおり行動するよう努めるものとし、来庁者への指示は職員が手分けして行うことができるよう、平素から各課において役割分担等の体制整備を図る。

(訓練)

第4条 職員は速報を受信した場合を想定した訓練を行うよう努め、実際の地震時に、本行動マニュアルに沿った行動ができるよう備える。

(適用期日)

第5条 本行動マニュアルは、平成19年10月19日より適用する。

(付則)

本行動マニュアルは、平成21年11月24日より適用する。

(別表1)

	強い揺れが予想された場合(震度4以上)	弱い揺れが予想された場合(震度3以下)
時間に余裕が無い場合(地震到達まで20秒未満)	(来庁者に対して) ・「座って頭を保護して」、「しゃがんで頭を保護して」等、安定した低い姿勢をとり、頭部を保護するよう指示する。 <sup>1</sup> ・「〇〇(各課で周囲に危険物のない場所を決めておく)に移動して」等、固定していない備品(ロッカー、テレビ、簡易間仕切り等)や窓ガラスから離れるよう指示する。 <sup>2 3</sup> ・車いすの使用者に対して、「ブレーキをかけて、頭を守って」と指示する。	(来庁者に対して) ・「しゃがんで」、「しっかり立って」等と指示する。 ・「〇〇(各課で周囲に危険物のない場所を決めておく)に移動して」等、固定していない備品(ロッカー、テレビ、簡易間仕切り等)から離れるよう指示する。
	(職員) ・仕事を中断し、上記の指示を行う。 ・電話中であれば、強い地震が来ることを伝え、相手にも注意を促し、電話を切る。 ・火気の近くにいる場合は、火を消す。 ・刃物、尖った物等危険物が近くにある場合は、落ちて散乱しないよう注意する。 ・出入口の近くにいる者は、出入口を開けて、避難路を確保しておく。 <sup>4</sup> ・机の下等に隠れ、座布団、鞆等で頭部を保護す	(職員) ・仕事を中断し、上記の指示を行う。 ・火気の近くにいる場合は、火を消す。 ・刃物、尖った物等危険物が近くにある場合は、落ちて散乱しないよう注意する。

	強い揺れが予想された場合（震度 4 以上）	弱い揺れが予想された場合（震度 3 以下）
	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・机の近くにいない場合は、耐力壁や柱の近くに身を寄せる。</li> </ul>	

(別表 2)

	強い揺れが予想された場合（震度 4 以上）	弱い揺れが予想された場合（震度 3 以下）
時間に余裕が有る場合（地震到達まで 20 秒以上 30 秒未満）	(来庁者に対して) ・「座って頭を保護して」、「しゃがんで頭を保護して」等、安定した低い姿勢をとり、頭部を保護するよう指示する。 ・「庁舎から出ないで」と指示する。 <sup>5</sup> ・「〇〇(各課で周囲に危険物のない場所を決めておく)に移動して」等、固定していない備品(ロッカー、テレビ、簡易間仕切り等)や窓ガラスから離れるよう誘導する。 ・車いすの使用者に対して、「ブレーキをかけて、頭を守って」と指示する。 ・聴覚に障がいがある方には、近くにある紙に「じしん(が来る) あたまを守って」等と書いて見せる。 ・身障者用トイレの近くにいる者は、中に人がいないか確認し、入っている方がいれば、「地震が来る。手すりにしっかりつかまって」等と外から声をかける。 ・カウンター、机等の下に隠れるスペースがあれば、「△△の下に入って」と指示する。	(来庁者に対して) ・「しゃがんで」、「しっかり立って」等と指示する。 ・「〇〇(各課で周囲に危険物のない場所を決めておく)に移動して」等、固定していない備品(ロッカー、テレビ、簡易間仕切り等)から離れるよう指示する。
	(職員) ・仕事を中断し、上記の指示を行う。 ・電話中であれば、強い地震が来ることを伝え、相手にも注意を促し、電話を切る。 ・火気の近くにいる場合は、火を消す。 ・刃物、尖った物、ガラス製の花瓶等危険物が近くにある場合は、落ちて散乱しないよう注意する。 ・出入口の近くにいる者は、出入口を開けて、避難路を確保しておく。 <sup>4</sup> ・車いすの方にブレーキの指示をしつつ、移動・転倒が無いよう複数人で車いすを押さえる。 ・机の下等に隠れ、頭部を保護する。 ・机の近くにいない場合は、耐力壁や柱の近くに身を寄せる。	(職員) ・仕事を中断し、上記の指示を行う。 ・火気の近くにいる場合は、火を消す。 ・刃物、尖った物、ガラス製の花瓶等危険物が近くにある場合は、落ちて散乱しないよう注意する。

(別表 3)

	強い揺れが予想された場合（震度 4 以上）	弱い揺れが予想された場合（震度 3 以下）
時間 に 相 当 の 余 裕 が 有 る 場 合 （ 本 庁 舎 ・ 北 館 の み ） （ 地 震 到 達 ま で 3 0 秒 以 上 ）	(来庁者に対して) ・「外に避難して」と指示する。 ・聴覚に障害がある方には、近くにある紙に「じしん（が来る） ひなん」等と書いて見せる。 ・本庁舎 2 階及び 3 階の課は、車いすの使用者に対して、「ブレーキをかけて、頭を守って」と指示する。 <sup>6</sup> ・身障者用トイレの近くにいる者は、中に人がいないか確認し、入っている方がいれば、「地震が来る。手すりにしっかりつかまって」等と外から声をかける。 ・本庁舎 2 階及び 3 階で避難が間に合わない課は、別表 2 と同じ。	(来庁者に対して) 別表 2 と同じ。
	(職員) ・仕事を中断し、上記の指示を行う。 ・出入口の近くにいる者は、出入口を開けて避難路を確保し <sup>4</sup> 、「非常口はこちら」と誘導する。 ・電話中であれば、強い地震が来ることを伝え、相手にも注意を促し、電話を切る。 ・火気の近くにいる場合は、火を消す。 ・車いすの使用者がいれば、車いすを押しして近くの非常口から避難させる。 ・上記の来庁者に対しての指示をした後、近くの非常口から避難する。 ・本庁舎 2 階及び 3 階で避難が間に合わない課は、別表 2 と同じ	(職員) 別表 2 と同じ。

<sup>1</sup> 震度 5 強で多くの人が行動に支障を感じ、震度 6 弱で立っていることが困難になる。

<sup>2</sup> 震度 4 で座りの悪い置物が倒れることがあり、震度 5 弱で書棚の本が落ちたり、家具が移動することがある。

<sup>3</sup> 震度 5 弱で窓ガラスが割れることがあり、破片でケガをするおそれがある。

<sup>4</sup> 震度 5 強で変形によりドアが開かなくなることがある。

<sup>5</sup> 主要動(速報対象)の到達前に、初期微動は到達しているため、揺れにより歩行が困難になっている可能性がある。また、震度 5 弱で窓ガラスが割れて落下したり、壁のタイルなどがはがれて落下することがある。

<sup>6</sup> 本庁舎 2 階及び 3 階に車いす利用者がいた場合、エレベーターで避難している最中に地震動が到達すると、エレベーターが緊急停止し、中に閉じ込められる可能性が高いため、避難させない。

## 10-2 坂出市地震発生時非常参集マニュアル

このマニュアルは、夜間・休日等勤務時間外において、坂出市特別職職員及び坂出市職員(以下「職員」という。)が、本市内において震度5強以上が観測される地震が発生した場合に、迅速に情報収集、応急対応等の災害対応を行う体制を構築することを目的に作成する。

なお、参集後の動員配備体制については、坂出市地域防災計画(以下「計画」という。)第3編第2章第1節の「2 市の動員配備体制」によるものとし、第3次配備に該当した場合に、本マニュアルを適用する。

### 1 準備物

職員は各家庭において、懐中電灯、長さを計測できるもの(巻尺、ものさし等)、デジタルカメラ(デジタルカメラ機能のついた携帯電話でもよい)、メモ帳、筆記用具等を準備し、迅速な持ち出し・使用が可能な状態にしておくよう努める。

### 2 参集時の交通手段

職員が参集場所に参集する場合の交通手段は、徒歩、自転車又はオートバイとし、自家用自動車の使用は原則として禁止する。

なお、揺れによる被害により、道路の亀裂、陥没、落石、液状化、橋梁の落下等の可能性があるため、自転車又はオートバイを使用する場合は、前方の道路状態を確認しながら、安全なスピードで参集する。

また、津波警報が発表されている場合は、河川の河口付近の橋は使用せず、上流部分の橋に迂回して通行する等の安全対策をとるものとする。

### 3 参集場所

(1) 市長、副市長、教育長、課長補佐級以上及び計画における災害対策本部事務局(以下「事務局」という。)職員

それぞれの通常の勤務場所とする。

(2) 出張所職員(出張所長である嘱託職員を含む。以下同じ。)

それぞれの通常の勤務場所である各出張所とする。

(3) 出先機関職員(施設管理者である嘱託職員を含む。以下同じ。)

それぞれの通常の勤務場所である各出先機関とする。なお、施設の被害状況を確認し、所管課への報告が終了した後は、所管課長の指示に従う。

(4) 上記以外

① 地震発生時に各出張所管内以外にいた職員

それぞれの通常の勤務場所とする。

② 地震発生時に各出張所管内にいた職員

その地域を所管する出張所とし、被害情報等を出張所長等に報告後、通常の勤務場所に向かう。

### 4 業務との優先度

職員の参集遅れは、災害対応業務の遅れを招き、市域の被害を拡大することにつながるため、職員は一刻も早く参集場所に参集しなければならない。しかし、家族等の安否が不明な状態では業務に集中できないため、業務との優先度の原則を示す。

職員は、そのためにも自宅の耐震化、家具の固定、非常用備蓄品の備蓄等、参集できなくなる原因を排除するための家庭における地震対策の実施に努める。

(1) 同居の家族の状況

① 小学生以下の乳幼児、児童又は生徒がいる場合

当該乳幼児、児童又は生徒を家族等の者に預けることができる場合は、業務を優先する。ただし、他の者に預けることができない場合は、「3 参集場所」に関わらず、当該乳幼児、児童又は生徒とともに、最寄りの又は到達可能な本市指定避難所へ行き、避難所担当職員に協力し避難所運営を補助する。

② 徒歩での避難が可能な場合

業務を優先する。

③ 徒歩での避難が不可能な場合

最寄りの避難場所又は救護所等まで家族を搬送し、連絡方法を確認したうえで参集し、負傷等の状態は参集後の空いた時間にて確認する。

- ④ 死亡が確実な場合  
市町役場等に死亡届を提出し、火葬が終了次第参集する。  
なお、火葬場の損壊等により、死亡届提出から火葬までの間に時間を要するようであれば、可能な範囲で参集する。ただし、この場合の参集は、本マニュアルによる義務ではなく、職員自身の判断によるものとする。
  - (2) 同居以外の家族の状況  
同居以外の家族については、状況如何に関わらず業務を優先する。ただし、参集後の空いた時間で安否を確認できる状態を普段から構築しておく。(災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等)
  - (3) 自宅周辺の状況
    - ① 自宅周辺に救助を要する者又は火災の発生を発見したとき  
自主防災組織等近隣の者と協力し、救助又は初期消火に目途がつくまで地域の中での活動を優先し、その後参集する。
    - ② 自宅周辺に救助を要する者又は火災の発生がない場合  
参集途上の他地域で救助を要する者又は火災の発生を発見した場合は、その地域の自主防災組織等が活動を開始している可能性があるため、自らは市全体の被害拡大の防止のため、業務を優先する。  
ただし、被害箇所及び被害状況(見た感じでよい)はメモ帳等に記録し、所属長に報告する。
- 5 参集途上での被害情報収集
- (1) 「3 参集場所」の(1)～(3)に該当する者は、被害状況の報告を受ける立場であるため、迅速な参集を優先するが、可能な範囲で参集場所までの途上で見つけた被害の状況(道路、家屋、土砂災害等の被害箇所等)などの、今後の災害対応の支障になりそうなもの、並びに早急な対応及び応急復旧が必要になりそうなものを、見た感じでメモ帳等に記録しておく。
  - (2) 「3 参集場所」の(4)に該当する者は、参集場所までの途上で見つけた被害の状況(被害箇所、道路の亀裂・段差・陥没の幅及び高さ、倒壊家屋の状況、土砂災害の発生状況、火災の発生状況等)などの、今後の災害対応の支障になりそうなもの、並びに早急な対応及び応急復旧が必要になりそうなものを、実測、目測又は見た感じでメモ帳等に記録し、参集場所にて所属長等に報告する。  
参集場所までの途上に特に被害がなかった場合は、参集場所までの経路を通行可能な道路として、参集場所にて所属長等に報告する。  
また、必要に応じて現場の写真を、後にデータとして使用できるようデジタルカメラ等にて撮影しておき、パソコンが使える状況になり次第、被害箇所の映像として所属長等に報告する。  
なお、市外に居住する者及び地震発生時に市外にいた者は、本市域に到達してから被害の記録を開始する。
- 6 参集後の行動
- (1) 市長、副市長、教育長、課長補佐級以上及び事務局職員  
計画にて定められた対応業務にあたる。なお、各課長は、参集者から収集した情報をまとめ、事務局情報班に報告する。
  - (2) 出張所職員  
参集した者から収集した情報をまとめ、適宜事務局情報班に報告しつつ、計画にて定められた対応業務にあたる。
  - (3) 出先機関職員  
各施設の被害状況を確認し、所管課への報告が終了した後は、所管課長の指示に従う。
  - (4) 「4 業務との優先度」の(1)の①のただし書きに該当する者は、避難所担当職員を通じ、自分の所在する避難所名を所属長に報告する。
  - (5) 上記以外
    - ① 地震発生時に各出張所管内以外にいた職員  
所属長等に被害情報を報告後、計画にて定められた対応業務にあたる。
    - ② 地震発生時に各出張所管内にいた職員  
出張所長等に被害情報を報告後、速やかに通常の勤務場所に向かい、計画にて定められた対応業務にあたる。
- 7 適用  
本参集マニュアルは、平成21年9月10日より適用する。

## 10-3 坂出市被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定実施マニュアル

### 1 担当職員の参集

- (1) 坂出市災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は大雨等による災害が発生した場合、市の担当職員は、判定の要否判断を行うため庁舎又は指定場所に参集する。
- (2) 担当職員は、参集経路における被害状況を目視で確認することとする。

### 2 被害情報の収集及び判定実施要否の判断

- (1) 市の担当職員は、庁舎又は指定場所に参集後ただちに判定の要否判断に必要な被害情報を収集する。
  - ① 地域防災計画で収集される災害情報
  - ② 職員からの情報
  - ③ 県・近隣市町からの情報
  - ④ 被災地及び周辺の判定士からの情報
  - ⑤ 警察・消防からの情報
  - ⑥ テレビ、ラジオ等からの情報
- (2) 市の担当職員は、必要に応じて現地へ赴き被害状況を確認する。
- (3) 市の担当課長は、被害情報を収集した結果を分析し、管内の建築物又は宅地が大規模かつ広範囲に被災していると判断されるときは、香川県土木部建築指導課(以下「県建築指導課」という。)に状況報告を行う。
- (4) 市の担当課長は、被災建築物及び被災宅地のそれぞれについて判定要否の判断を行い、判定を要すると認めるときは、ただちに市災害対策本部長に判定の実施を具申する。

#### ※ 危険度判定制度の対象

項目	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定
対象災害	地震	地震又は大雨等
判定対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物(ブロック塀や門などを含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住居である建築物の敷地</li> <li>・ 実施本部長が必要と認める建築物等の敷地(避難施設の敷地など)</li> <li>・ 上記に被害を及ぼすおそれのある土地</li> </ul>

### 3 判定実施の決定

坂出市災害対策本部長は、判定を要すると判断したときは、被災建築物及び被災宅地のそれぞれについて、ただちに判定実施を決定し、県建築指導課に連絡する。

### 4 実施本部の設置

- (1) 市の担当課長は、坂出市災害対策本部長が判定実施を決定したときは、市災害対策本部の下に実施本部を設置する。
- (2) 市の担当課長は、坂出市災害対策本部長の命を受け、実施本部長として判定業務を統括する。
- (3) 実施本部長は、必要に応じて、被災地周辺などの適切な場所に、判定拠点を設置する。
- (4) 実施本部長は、被災の全般的な状況、判断を必要とする対象建築物・宅地の想定数、判定士及び判定コーディネーター・判定調整員(以下「判定士等」という。)の人数、動員出来る職員数等を勘案して実施本部を組織する。

#### ※ 実施本部組織

実施本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体統括</li> </ul>
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部長の補佐</li> <li>・ 広報、報道機関対応 等</li> </ul>
計画担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援本部との連絡調整、関係機関との連絡調整</li> <li>・ 判定実施計画の作成、判定組織の編成</li> <li>・ 判定活動の掌握、記録 等</li> </ul>

業務担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判定士等の受入れ・輸送</li> <li>・判定資機材の調達・輸送・配布</li> <li>・情報の収集・整理，被害相談窓口，住民への周知</li> <li>・判定士等の宿舎・食事の手配</li> <li>・経理事務 等</li> </ul>
------	---

(5) 実施本部長は，実施本部及び判定拠点に係る次の事項を県建築指導課に速やかに連絡する。

- ① 所在地
- ② 連絡方法(電話番号等)
- ③ 組織名簿

## 5 県への支援要請

実施本部長は，香川県からの支援本部設置の連絡を受けた場合，次の内容を具体化して，支援本部長（香川県土木部建築課長）に対し支援要請を行う。

- ① 派遣を希望する判定士等の人数，受入れ条件
- ② 提供を希望する判定資機材の種類，数量
- ③ その他必要な事項

## 6 判定実施計画の作成

(1) 実施本部長は，建築物又は宅地の被害状況，被災地の状況等に基づき，判定実施計画を作成する。

(2) 実施本部長は，判定実施計画を市災害対策本部長及び支援本部長へ報告する。

※ 判定実施計画(被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定のそれぞれについて作成する。)

判定実施計画の内容は，以下の事項を具体化するものとして作成するが，被災の範囲，被災地の状況(火災の発生状況，大規模な地すべり・崖崩れの発生状況，被災者の救助，立入禁止区域，避難場所等)や判定作業の進行に応じて見直しを行う。

- ① 判定対象建築物又は宅地数，用途および規模等
- ② 判定実施区域，優先順位
- ③ 判定実施(計画)期間
- ④ 必要な判定士等の人数
- ⑤ 判定士等の参集場所，受入れ条件，輸送方法等
- ⑥ 判定資機材の調達，輸送計画
- ⑦ 実施本部の位置，責任者，連絡方法(判定拠点があれば同様)
- ⑧ 砂防ボランティアの活動計画状況等(活動範囲，人数等)
- ⑨ その他

## 7 判定士等の受入れ

(1) 実施本部長は，支援本部長から支援決定の連絡があった場合，すみやかに次の事項について支援本部(県建築指導課)と協議して決定する。

- ① 判定士等の現地参集場所・参集時間
- ② 実施本部又は判定拠点までの輸送手段
- ③ 判定士等の宿舎・食事の確保
- ④ その他

(2) 実施本部長は，支援本部から送付された名簿に基づき判定士等の受入れを行う。

(3) 実施本部長は，支援本部から送付された判定資機材のリストに基づき，判定資機材の過不足を調整する。

## 8 判定実施の広報等

(1) 実施本部長は，被災地域の住民の理解を得るために，判定実施及びこれに関する情報を立看板，貼り紙，ビラ配布等により周知に努める。

(2) 市災害対策本部長は，判定実施を決定した旨を公表し，状況に応じて報道機関に対して広報への協力を要請する。

(3) 実施本部長は，実施本部及び判定拠点に住民からの相談に対応する窓口を設置する。



9 判定コーディネーター(建築物関係)・判定調整員(宅地関係)

- (1) 実施本部長は、実施本部(判定拠点の場合は、判定拠点)に判定コーディネーター・判定調整員を配置し、判定実施計画の具体化及び宅地判定士の指導等にあたらせる。
- (2) 実施本部長は、判定調整員に対して判定実施計画等必要な事項について事前説明を行う。なお、説明内容は書面によりの確に伝達する。
- (3) 判定コーディネーター・判定調整員は相互の業務について連携できるよう連絡調整を行う。
- (4) 判定コーディネーター・判定調整員は日々の活動内容について実施本部長に書面で報告するものとする。

10 判定実施チーム及び班の編成

- (1) 実施本部長は、判定調整担当及び判定コーディネーター・判定調整員に指示し、判定活動を実施するための組織を編成する。

※ 判定活動を実施するための組織

単位	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定
グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判定コーディネーターが統括</li> <li>・ 5班で構成</li> <li>・ 判定拠点を設ける場合は拠点毎にグループを設置する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判定調整員が統括</li> <li>・ 3班で構成</li> <li>・ 判定拠点を設ける場合は拠点毎にグループを設置する</li> </ul>
班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10チームで構成</li> <li>・ 班には班長・副班長を置く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5チーム以内で構成</li> <li>・ 班には班長・副班長を置く</li> </ul>
チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判定士2名で構成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判定士3名で構成(うち1名は補助員とすることができる。)</li> </ul>

- (2) 組織編成に際しては以下の点に留意するものとする。

- ① 健康状態
- ② 被災地の土地や交通事情等の知識
- ③ 判定の経験の有無
- ④ 判定士以外の地元の地理等に詳しい誘導員等の配置
- ⑤ その他

11 判定資機材等の配布

実施本部長は以下の判定資機材等を用意し、判定コーディネーター・判定調整員を経由して班長・副班長に配布する。

- ① 連絡用機器(携帯電話等)及び連絡部署一覧
- ② 担当判定区域全体の地図
- ③ 担当区域の住宅地図
- ④ 判定調査票, 判定ステッカー, 計測器等の判定資機材
- ⑤ 宅地関係データ
- ⑥ 被災地情報(避難所の位置, 火災発生地区, 被災者への情報等)
- ⑦ 判定実施留保区域の地図
- ⑧ 記録用機器(デジタルカメラ等)
- ⑨ その他(計測器, 巻尺, 画板, 腕章, 雨具, 自転車等)

12 事前説明

判定コーディネーター・判定調整員は、判定活動に従事する者に対し、日々活動を実施する前に、以下の必要な情報を周知しなければならない。

- ① 被災地の状況(危険区域, 火災発生区域, 救助活動区域等), 被災地情報(避難所の位置, 被災者への情報等)
- ② 気象情報(気温, 風速, 降雨等, 余震情報(余震の震度, 頻度, 区域等))
- ③ 判定方針及び判定区域
- ④ 判定資機材の受取り方法, 判定結果の表示の方法等
- ⑤ 出発時間, 現地への移手段, 現地における集合時間, 集合場所, 緊急連絡方法

- ⑥ 他の制度(被災建築物応急危険度判定, 被災宅地危険度判定及び砂防ボランティア)との関係
- ⑦ その他

### 1.3 判定結果の取りまとめ, 情報及びその活用

- (1) 実施本部長は, 判定コーディネーター・判定調整員から判定結果の報告を受け, その結果の中で特に注意を要する被災建築物・被災宅地の有無及び被災状況によっては現地を再調査するなど必要な措置をとる。
- (2) 実施本部長は, 判定のみでは対処が困難な事案については, 市災害対策本部長と協議し, 適切な措置をとるものとする。また, 複合的な被災状況にあり, 判定が困難な状況にある等の場合は, 学識経験者等の適切な助言を受けるものとする。
- (3) 実施本部において, 日々の判定活動の記録を整理し, 判定結果を地図情報として管理する。
- (4) 実施本部長は, 判定結果を現地に表示させるとともに, 判定結果を住民に周知するよう努める。
- (5) 実施本部長は, 判定を受けた宅地の所有者等に対して危険度判定結果を説明し, 必要に応じて適切な措置等を講ずるように協力依頼を行う。
- (6) 実施本部長は, 必要に応じて実施状況を支援本部長に報告する。

### 1.4 判定士等の帰還

- (1) 実施本部長は, 担当業務を終了した判定士等についてはすみやかに帰還させるものとする。
- (2) 実施本部長は, 判定士等を帰還させた場合は直ちに, 支援本部長に連絡するものとする。

### 1.5 実施本部の解散

- (1) 実施本部の業務は, 以下のすべての業務が終了した時点をもって完了とする。
  - ① 判定の実施
  - ② 判定結果の集計・資料整理
  - ③ 判定結果の市災害対策本部長への報告
  - ④ 支援本部との調整業務及び支援本部への判定活動報告
- (2) 実施本部長は, 支援本部長に実施本部の業務の完了を報告する。
- (3) 判定結果等の関連資料の保存期間は, 実施本部長が市町災害対策本部長と協議して定める。
- (4) 実施本部長は, 実施本部の業務完了後, 関係資料及び金銭負担等を担当部局に引継ぎ, 市災害対策本部と協議して実施本部を解散する。

[建設課]

### 10-4 被災建築物応急危険度判定の概要について

「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について―事例と例示―」（内閣府）

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後発生する余震などによる倒壊の危険性を判定し、避難場所に移動すべきかどうかを判断するとともに、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としている。

その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。

応急危険度判定は、市町村が地震発生後の様々な応急対策の一つとして行うものであるが、阪神・淡路大震災のような大規模災害の場合には、判定を必要とする建築物の量的な問題や被災地域の広域性から行政職員だけでは対応が難しいと考えられる。

そこで、行政の建築職等の職員に加えて、ボランティアとして協力していただける民間の建築士等の方々も含めて、応急危険度判定に関する講習を行い、「応急危険度判定士」として都道府県知事が資格証明書等を発行し、登録を行っている。

平成19年3月末現在の登録者数は、全国で97,958名となっている。

応急危険度判定結果 調査済 INSPECTED	
◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です	
建築物名称	
注記：	
整理番号	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
災害対策本部 電話 ー	

応急危険度判定結果 要注意 LIMITED ENTRY	
◆この建築物に立ち入る場合は十分注意してください ◆応急的に補強する場合は専門家にご相談ください	
建築物名称	
注記：	
整理番号	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
災害対策本部 電話 ー	

応急危険度判定結果 危険 UNSAFE	
◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください	
建築物名称	
注記：	
整理番号	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
災害対策本部 電話 ー	

[危機監理室・企業立地推進室・みなと課・都市整備課・生涯学習課]

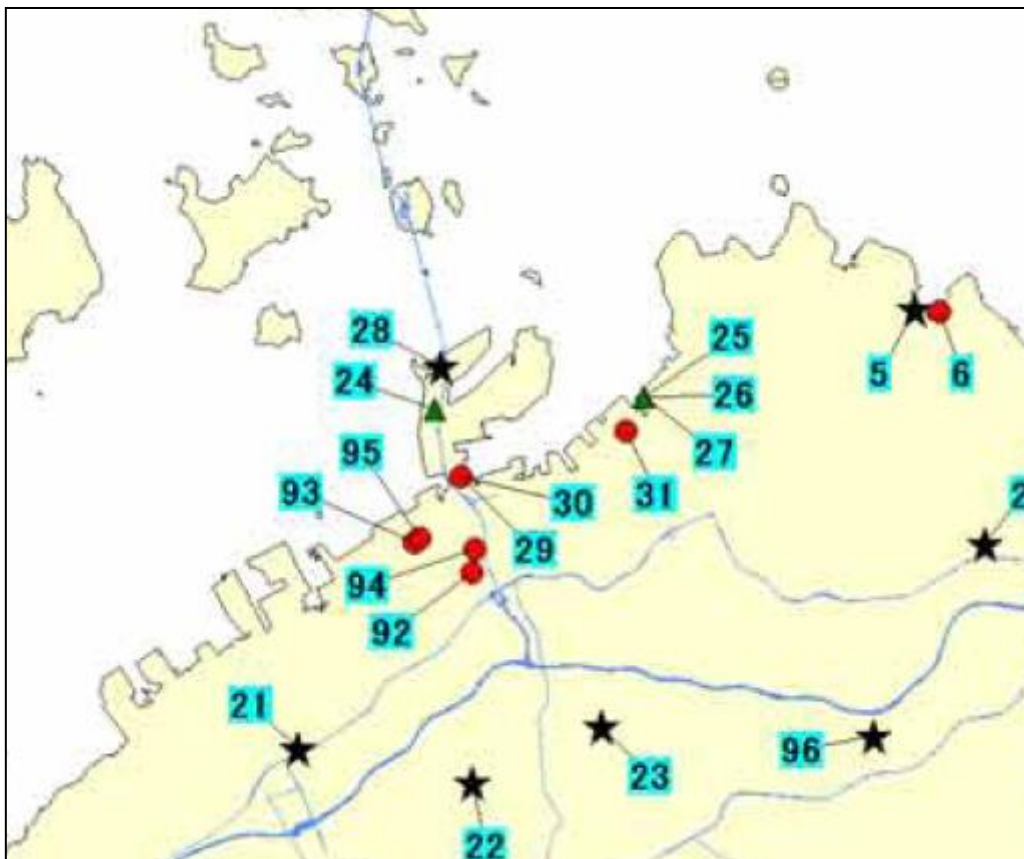
10-5 「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく  
具体的な活動内容に係る計画

(中央防災会議 東南海・南海地震等に関する専門調査会)

別表 1-2 活動拠点(候補)一覧(坂出市部分のみ抜粋)

拠点名称	所在地	管理者	用途
番の州県所有地	坂出市	県企業立地推進課	主に消防
坂出港林田A	坂出市	坂出市みなと課	主に消防
坂出港林田C	坂出市	坂出市みなと課	主に消防
坂出港林田D	坂出市	坂出市みなと課	主に消防
瀬戸大橋記念公園	坂出市	瀬戸大橋記念公園管理協会	警察, 消防, 自衛隊
坂出緩衝緑地	坂出市	五栄海陸興行(株)	警察, 消防
番の州球場	坂出市	坂出市生涯学習課	警察, 消防
林田運動公園	坂出市	坂出市生涯学習課	警察, 消防

別図 2-17 香川県 活動拠点一覧図より抜粋



## 10-6 坂出市耐震改修促進計画 (平成 24 年 4 月改訂)

### 第 1 章 基本的事項

#### (1) 計画の目的

坂出市耐震改修促進計画(以下本計画という)は、近い将来発生が予想される大規模地震により、住宅・建築物等の倒壊など震災から人的被害や経済的な被害を軽減するため、市内の住宅・建築物等の耐震化を促進することを目的とする。

#### (2) 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。)第 5 条第 7 項に基づき策定し、香川県建築物耐震化推進プラン(平成 19 年 3 月策定の香川県耐震改修促進計画。以下「県計画」という。)及び坂出市地域防災計画と整合性のある計画として位置づける。

#### (3) 計画の期間

本計画は、既存建築物の耐震性を向上させることにより、市街地の防災性を高め、安全で安心なまちづくりを目指すもので、計画期間は平成 20 年度から平成 27 年度までとする。

また、本計画は、国の基本方針や県計画並びに坂出市の関連計画等、上位計画の見直しがあった場合等、その内容に併せて見直すものとし概ね計画期間中間年に目標に対する検証を行う。

#### (4) 対象区域・対象建築物

本計画の対象区域は坂出市内全域とし、対象建築物は新耐震基準(昭和 56 年 6 月施行)以前に建てられた建築物とする。

坂出市耐震改修促進計画対象建築物

種 類	内 容
住 宅	・戸建住宅(長屋住宅を含む) ・共同住宅
民間特定建築物	・耐震改修促進法第 6 条に定める建築物(別表)
公共建築物	・市が所有する公共建築物で、坂出市公共施設耐震化計画に定めた建築物 ・国・県等の公共建築物は、その所有者が耐震化の促進を図るものとする

※新耐震基準：1981 年 6 月 1 日に、地震に対する建築物の耐震性の基準を定めた建築基準法が改正され、このとき定めた改定建築基準法を新耐震基準と呼ぶ。

※坂出市地域防災計画：本市の防災対策の基本方針を示す総合的な計画。

別 表  
特定建築物一覧表

法 第 6 条	用 途	特定建築物の規模要件	指示対象となる特定建築物 の規模要件	
第 1 号	学校	小学校，中学校，特別支援学校等	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場含む	1,500 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場含む
		上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
	ホールの場，スケート場，水泳場等の運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
	病院，診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
	劇場，観覧場，映画館，演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
	集会場，公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
	展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
	卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
	百貨店，マーケット等の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
	ホテル，旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
	賃貸住宅（共同住宅に限る），寄宿舎，下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
	事務所	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
	老人ホーム，身体障害者福祉ホーム等に類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
	老人福祉センター，身体障害者福祉センター等に類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
	幼稚園，保育所	階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	750 m <sup>2</sup> 以上	
	博物館，美術館，図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
	遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
	公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
	飲食店，キャバレー，料理店等に類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
理髪店，質屋，貸衣装屋，銀行等に類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場等は除く）	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上			
車両の停車場等で旅客の乗降や待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上		
自動車車庫など自動車の停車や駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上		
郵便局，保健所，税務署など公益上必要な施設	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上		
第 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用に供するもの	政令で規定するもの	500 m <sup>2</sup> 以上	
第 3 号	地震発生時に通行を確保すべき道路に接する建築物	全ての建築物		

資料：平成 18 年 1 月 26 日施行改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説  
(国土交通省住宅局)

第2章 想定される地震の規模・被害の状況

本市が想定する地震は、県計画に順じて震源域を南海トラフとしたマグニチュード8.4の地震とし、火気使用率の高い冬季の夕刻に発生した場合の被害は以下のように想定される。

坂出市の南海地震による想定被害状況

項目		想定被害結果	
条件	震源域	南海トラフ	
	マグニチュード	8.4M	
震度の予測	震度分布	5弱～6弱	
	液状化分布	沿岸部の一部	ランクB～C
		その他のほぼ全域	ランクD
	津波	高さ0.7～1.0m 満潮時2.3～2.7m	
建物被害	地震動・液状化	全壊	778棟
		半壊	1,870棟
	津波	床上浸水	4,690棟
		床下浸水	2,714棟
火災	出火(冬の夕方)	3時間後まで	5件
		1日後まで	6件
	焼失(冬の夕方)	5棟	
人的被害	死者(冬の夕方)建物倒壊や火災による		10人
	負傷者(冬の夕方)		417人
	罹災者		3,452人
	避難者		1,036人

出典：香川県南海地震被害想定調査の概要(平成17年3月)

※南海トラフ：和歌山県から高知県沖合いにあるフィリピン海プレートが西南日本の板にもぐりこんでいるプレート境界

第3章 耐震化の現状及び目標

1. 耐震化の現状

(1) 住宅における耐震化の現状

平成15年の住宅・土地統計調査によると、本市の住宅は19,120戸である。そのうち昭和55年以前に建てられた住宅は10,840戸で、その中の耐震化を図った住宅と昭和56年以降に建てられた耐震性のある住宅は8,770戸で全戸数の45.87%となっている。

住宅の耐震化の現状(戸数)

区分	昭和56年以降 ①	昭和55年以前 ②	内耐震性有 ③	総数 ①+②=④	耐震性有 ①+③=⑤	現状の耐震化率 (%)⑤/④
木造	6,090	9,280	450	15,370	6,540	42.55
非木造	2,190	1,560	40	3,750	2,230	59.47
合計	8,280	10,840	490	19,120	8,770	45.87

※平成15年 住宅・土地統計調査参考

(2)民間特定建築物の耐震化の状況

耐震改修促進法第6条に定められている特定建築物のうち、多数の者が利用する建築物については、地震時の被害が甚大になる恐れがあるため、重点的に耐震化を促進する必要がある。

本市にある民間特定建築物は下表のとおりであるが、耐震化の状況については関係機関と連携し調査を進めると共に、耐震化促進の啓発をおこなうものとする。

民間特定建築物の耐震化の現状 (棟数)(平成19年1月1日:坂出市)

区分	昭和57年以降 ①	昭和56年以前 ②	内耐震性有 ③	総数 ①+②=④	耐震性有 ①+③=⑤	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
学校・福祉施設	11	11		22	11	50.00
医療施設	19	8		27	19	70.37
ホテル・旅館等	13	3		16	13	81.25
賃貸住宅(共同住宅)	22	20		42	22	53.38
事務所・銀行・店舗等	17	11		28	17	60.71
映画館・公衆浴場	1	1		2	1	50.00
工場・車庫	12	5		17	12	70.59
合計	95	59	調査中	154	95	61.69

※学校・福祉施設は2F以上かつ1000㎡以上、それ以外は3F以上かつ1000㎡以上

(3)市有建築物の耐震化の現状

市有建築物について、非木造で2以上の階数を有し、または延べ面積が200㎡を越える建築物の耐震化状況は下表のとおりである。

平成7年度から、避難施設に指定されている学校の屋内体育館を主に耐震化を図っているものの、現状の耐震化率は74.10%である。

市有建築物の耐震化の現状 (棟数)(平成20年1月1日現在)

区分	昭和57年以降 ①	昭和56年以前 ②	内耐震性有 ③	総数 ①+②=④	耐震性有 ①+③=⑤	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
防災拠点施設	20	9	0	29	20	68.97
医療拠点施設	1	2	0	3	1	33.33
ライフライン施設	6	6	0	12	6	50.00
学校校舎	12	37	8	49	20	40.82
学校屋体	8	13	10	21	18	85.71
学校その他	5	1	0	6	5	83.33
幼稚園保育所	4	12	1	16	5	31.25
市営住宅等	63	66	62	129	125	96.90
市民が集まる施設	20	8	0	28	20	71.43
その他	6	6	0	12	6	50.00
合計	145	160	81	305	226	74.10

※市営住宅等に多い2階建て程度で鉄筋コンクリート造または補強コンクリートブロック造の壁式構造建物は、過去の地震においても耐震性は高く実証されており、また、設計基準に大きな変更がなされていないので耐震性有とした。

※区分による各市有施設は、巻末資料参照



市有建築物の耐震診断及び耐震補強実施状況（棟数）

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
耐震診断	3	3	0	1	2	4	2	0	1	1	1	2	5	25
耐震補強	1	2	1	2	1	2	4	1	1	1	1	1	1	19

2. 耐震化の基本方針

(1) 基本方針

住宅・建築物等の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者・管理者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。

市は、こうした所有者等の取り組みを支援する観点から、所有者等にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や施策を行い、市民の自主的、主体的な取り組みを促進する。

(2) 耐震化率の現状と目標

一般住宅の耐震化率の現状は 45.87%、民間特定建築物の耐震化率の現状は、61.69%となっていることから、国の基本方針ならびに県計画による目標耐震化率 90%以上の達成にむけ、各施策を推進する。

一方、市有建築物について、現状の耐震化率は 74.10%であるが、坂出市公共施設耐震化計画により、本計画の主旨をふまえ、各施設のあり方も検討するなか、国の基本方針に沿って、平成 27 年度までの耐震化率の目標である 90%以上を達成することを目指す。

耐震化率の現状と目標

区 分	耐震化率		目標達成のために耐震化を図る必要がある棟数
	現状	目標(平成 27 年度)	
住 宅	45.87%	90%	8,438
民間特定建築物	61.69%	90%	44
市有公共建築物	74.10%	90%	56

第 4 章 耐震化の取り組み方針

1. 公共建築物における耐震化の取組方針

(1) 坂出市公共施設耐震化計画

市は、地震による大災害発生時に、来庁者・利用者・児童生徒ならびに職員・教職員等の生命及び身体を保護し、かつ救援・救護等の災害応急活動を円滑に行うため、2以上の階数を有し、または 200㎡を超える非木造建築物について、耐震性の要否・耐震化の優先度等を検討した「坂出市公共施設耐震化計画」に基づき、平成 27 年度の目標達成に向け、財政状況も踏まえた効率的な計画(耐震化優先度)を策定し、耐震化に取り組むものとする。

坂出市公共施設耐震化計画(平成 20 年 1 月 1 日現在)

区 分	棟 数	備 考(非木造, 2 階以上または 200 ㎡超)
① この計画で耐震化を図る建築物	56 棟	平成 20 年度から平成 27 年度
② 耐震化済の建築物	19 棟	平成 19 年度まで
③ 耐震化の必要の無い建築物	207 棟	新耐震基準の建築物および壁式構造等の建築物
④ この計画で耐震化を考慮しない建築物	23 棟	老朽化等により用途廃止を検討しているもの
⑤ 合計	305 棟	計画耐震化率 (①+②+③)/⑤=92.46%

※巻末資料参照

(2)耐震化優先度

市有公共建築物のうち学校施設については、避難場所となる屋内運動場を優先に耐震化を図り、次に校舎等について建設年度等により順次耐震化を進めるものとする。

一方、庁舎・医療施設・公民館その他学校施設以外の建築物については、「県有施設耐震改修基本指針」ならびに「香川県南海地震被害想定調査による推定震度・液状化予想」更に各施設の建設年度を基に、以下の項目について検討し重要度の高い施設から優先的に耐震化を図っていく。

- ①使用頻度
  - ・市民の利用頻度
- ②利用者数
  - ・市民の年間利用者数
- ③避難所
  - ・指定避難所
- ④特定建築物
  - ・耐震改修促進法による特定建築物
- ⑤要援護者の利用
  - ・主に災害時要援護者が利用
- ⑥施設の用途性格による要求耐震性能
  - ・災害対策を実施する施設の用途の分類(消防庁)

坂出市公共施設耐震化計画による耐震化年次計画(平成 20 年 1 月 1 日現在)

区 分	～19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
耐震診断	25	3	4	8	6	5	5	19	0	75
耐震補強	19	3	6	4	7	5	5	7	19	75

2. 民間建築物における耐震化の取組方針

民間建築物の耐震化は、住宅や建築物の所有者または管理者が、地域防災対策の観点から、自らの問題、地域の問題として、自らの責任において耐震対策をおこなうことが重要であり、個々の住宅・建築物が耐震化を図ることによって、災害に強いまちづくりが推進されることになる。

(1)耐震化の啓発

市は、広報・テレビ放送・ホームページ、更に耐震相談窓口を通じて建築物の耐震診断および耐震改修の必要性等についての積極的な普及・啓発に努める。

(2)耐震性の強化

県及び関係団体等が行う建築技術者に対する耐震診断・耐震改修技術の説明会等に協力するとともに、建築物の耐震性の強化に関する知識の普及に努め、一般建築物の耐震性の確保を図る。

3. 地震発生時に通行を確保すべき道路

建築物の倒壊により道路が閉塞され緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなる恐れのある道路は以下のとおりとする。

- ①県計画による「地震発生時に通行を確保すべき道路」
- ②地域防災計画に定める緊急輸送路
- ③避難路・一般国道、県道および市道
  - ・幅員 2 m以上の道路で市長が指示したもの

第 5 章 耐震化に係る総合的な施策の展開

1. 耐震化の推進のための基本的な取り組み

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として地震防災対策に取り組むことが不可欠である。市は、こうした所有者等の取り組みを支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修をおこないやすい環境の整備や施策を推進する。

## 2. 耐震化に係る啓発

### (1) 地域危険度の周知

都市の防災性を高め、災害に強いまちづくりを推進するためには、市民が自分の住んでいる地域の状況について理解し、日頃からの備えと十分な対策を講じておくことが重要となる。

このことから、地域の危険性に対する市民や事業者の意識啓発を図るため、市はホームページで公開している「南海地震推定震度分布図」および「南海地震液状化危険度予測図」を活用して地域の危険度を周知していく。(坂出市地震ハザードマップ)

\*坂出市地震ハザードマップ：香川県南海地震被害想定調査」にある「南海地震推定震度分布図」および「南海地震液状化危険度予測図」の坂出市域部分をトリミングしたマップ

### (2) 耐震診断・耐震改修に関する相談窓口の充実

住宅や建築物の耐震化を推進するにあたり、市民や事業者が身近な問題として気軽に相談できる環境整備をおこなうことが必要である。

このことから、市では建設課窓口において、住宅リフォーム相談に併せ、主に木造住宅の耐震化に係る相談およびアドバイスや資料の備え付けや配布および情報提供をおこなっており、更に関係機関との連携ならびにその周知・広報と充実を図っていくものとする。

### (3) 普及啓発

市民や事業者が耐震診断及び耐震改修を実施するためには、耐震化の考え方や基準、情報等を正確に把握することが重要である。

市民にとって住宅、建築物等の耐震化を身近なものとするため、国・県並びに関係機関作成の耐震診断・耐震補強など耐震化に関する資料・パンフレット等の配布や市広報・ホームページ等による情報提供を進める。

### (4) 自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの生命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。

市内には、自治会単位ごとに52団体(平成20年1月1日現在)の「自主防災組織」があり、市と連携した防災活動を行っているが、更に自主防災組織の充実と地震対策に関する啓発を推進する。

## 3. 耐震化に係る関連施策の推進

### (1) ブロック塀・石塀等の転倒防止策、屋外工作物等の落下物対策

地震発生時のコンクリートブロック塀の倒壊等や窓ガラス・屋根葺材・屋外看板等の落下物による被災者が出るのが予想されている。

市では、県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止策、屋外工作物の落下防止対策および建築設備の耐震対策の指導に協力するものとする。

### (2) 家具等の転倒防止対策

地震発生時における屋内収容物の転倒によって、多くの者が被災していることから、家具・電気製品類の固定方法や転倒防止対策に関するパンフレット等の配布や広報・ホームページを通じて、市民ならびに事業者に向け普及啓発に努める。

### (3) 協議会等との連携

香川県が設置する「香川県住宅・建築物耐震対策推進協議会(仮称)」の施策や、関係団体がおこなう下記について積極的に連携と協力をおこなうものとする。

- ①耐震診断、耐震改修等の相談
- ②耐震診断、耐震改修等の講習会
- ③耐震化に関する情報提供
- ④その他関連施策

## 10-7 坂出市公共施設耐震化計画(平成20年度～平成27年度) (平成25年7月改訂)

坂出市公共施設耐震化計画の作成について

### 1 坂出市公共施設耐震化計画作成の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災により6,400人余の尊い命が失われたが、このうち4,831人が住宅・建築物の倒壊によるものと言われており、これは地震による直接的な死者数約5,500人の約9割に相当する。

その後、平成12年10月には鳥取県西部地震、平成13年3月には芸予地震、平成16年10月には新潟県中越地震、平成17年3月には福岡県西方沖地震、平成19年3月には能登半島地震、平成19年7月には新潟県中越沖地震が発生し、これまで想定していなかった地域でも大きな地震が起きている。

また、南海地震は今後30年以内に60%以上の確率で発生する可能性があり、本市でも大きな被害を受けることが予想され、「香川県南海地震被害想定調査の概要」(平成17年3月 香川県、以下「県被害想定調査」という。)によると、本市では全壊棟数が778棟、半壊棟数が1,870棟と予想されている。

そのような中、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年 法律第123号)に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年1月国土交通省告示、以下「国の基本的方針」という。)においては、平成18年度から平成27年度までの10年間で、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標が90%以上とされた。

また、それを受け作成された「香川県建築物耐震化推進プラン」(平成19年3月香川県、以下「県プラン」という。)においても、平成27年度までの耐震化率の目標が90%以上とされているが、県有施設(2階以上又は200㎡超の非木造建築物のみ)については耐震化率の目標は平成27年度までに100%(ただし、建替えを予定している建築物、あり方を検討している建築物等を除く。)と定められ、本市においても、国の基本的方針並びに県プランに沿って「坂出市耐震改修促進計画」を作成する予定となった。

### 2 坂出市公共施設耐震化計画作成の目的

坂出市公共施設耐震化計画(以下「計画」という。)は、「坂出市耐震改修促進計画」の、市公共施設の耐震診断・耐震改修の実施について、地震による大災害発生時に、来庁者、利用者、児童及び生徒等並びに職員、教員等の生命及び身体を保護し、かつ救援・救護等の災害応急活動を円滑に行うため、国の基本的方針に沿って、平成27年度までの耐震化率の目標である90%以上を達成することを目的に、2階以上又は200㎡超の非木造建築物について、耐震化の要否、耐震化の優先度等の計画を作成する。

なお、この計画の実施にあたっては、諸般の事情により実施年度等を変更する場合もある。

### 3 耐震化優先度決定の基準

耐震化優先度の決定に際し、小・中学校に関しては、すでに耐震化優先度調査が実施されていること、坂出市学校再編整備検討委員会で小・中学校の適正規模及び適正配置の再編整備が検討されていることを踏まえ、①小・中学校および幼稚園以外と②小・中学校および幼稚園に分けて考え、実施については予算の範囲内で、①と②を平行して進める。

#### (1) 小・中学校および幼稚園以外の施設

小・中学校および幼稚園以外の個々の施設について優先度の目安とするため、①使用頻度、②利用者数、③指定避難所であるか、④特定建築物であるか、⑤主に災害時要援護者が利用する施設であるか、⑥要求される耐震性能の分類、の6項目に関して、各4点を満点に付点を実施し、その合計点数を基本に、香川県の「県有施設耐震改修基本方針」等を参考に決定する。

なお、保育所については耐震診断の結果に基づき、現状において同等の耐震性能を有する小・中学校および幼稚園と、同じ年度において補強工事を実施するため優先度を変更する。

#### (2) 小・中学校および幼稚園

平成20年度に実施した耐震診断の結果を参考に、原則として、保有する耐震性能の低い順に耐震化を図る教育委員会の学校施設耐震補強事業計画に基づき決定する。

- 4 計画作成に際し考慮した棟数(非木造, 2階以上又は200㎡超)
- この計画作成する際に, 耐震化の必要性を考慮した公共施設の棟数は, 次のとおりである。
- ① この計画にて耐震化を図る棟数 …………… 43棟
  - ② 計画当初(平成20年4月)において耐震化済の棟数 …………… 19棟
  - ③ 耐震化の必要のない棟数 …………… 218棟
    - ・昭和57年以降に新耐震基準で建設された建築物(150棟)
    - ・昭和56年以前の建設であるが, 壁式構造で耐震化の必要がないと考えられる建築物(67棟)
    - ・耐震診断の結果, 必要な耐震性能を有していることが判明した建築物(1棟)
  - ④ この計画では耐震化を考えない棟数…………… 26棟
    - ・老朽化または用途廃止により存続に疑問のある施設
    - ・補強工事を実施せず移転新築及び建て替えを行う施設
  - ⑤ 全棟数(①, ②, ③, ④の合計) …………… 306棟

5 計画実施後(平成27年度末)の耐震化率  
 91.50% (改訂前92.08%)  
 $(43① + 19② + 218③) / 306⑤ \div 91.50\%$

6 積算の基準

耐震化に必要な費用の積算基準は次のとおりとする。

- (1) 平成24年度までは, 契約額等の確定額。
- (2) 平成25年度以降の経費見積額に関しては次の基準を基本とする。ただし, 予算額が決定しているものは予算額とする。
  - ① 耐震診断  
 本計画における契約額の平均値(平成20年度～平成24年度)を基に算出。  
 1,500円/㎡
  - ② 実施設計  
 本計画における契約額の平均値(平成20年度～平成24年度)を基に算出。  
 1,600円/㎡
  - ③ 補強工事  
 本計画における契約額(外壁補強工事, 設備工事費等を含む)の平均値(平成20年度～平成24年度)を基に算出。  
 47,000円/㎡

坂出市公共施設耐震化計画(非木造, 2階以上又は200㎡超)

年度	施設名	区分等	建築年(昭和)	耐震診断	実施設計	補強工事	小計	点数	備考
20	松山小学校	屋体	52	0	0	35,509	35,509		
	瀬居中学校	屋体	55	0	0	11,025	11,025		
	東部中学校	南校舎	51	0	1,335	0	1,335		
	消防本部	庁舎	56	2,940	0	0	2,940	17	
	番の州分署	庁舎	53	840	571	0	1,411	13	
	坂出中央幼稚園	園舎	53	1,436	0	0	1,436	14	耐震性能あり
	東部小学校	北校舎	32	2,105	0	0	2,105		
	東部小学校	南校舎	54	1,937	0	0	1,937		
	林田小学校	校舎	40	1,746	0	0	1,746		
	林田小学校	南校舎	55	858	0	0	858		
	川津小学校	北校舎	46	751	0	0	751		耐震性能あり
	川津小学校	南校舎	54	1,147	0	0	1,147		
	金山小学校	中校舎	54	1,305	0	0	1,305		
	加茂小学校	校舎	53	1,485	0	0	1,485		

	松山小学校	北校舎	56	1,980	0	0	1,980	
	府中小学校	西校舎	56	1,433	0	0	1,433	
	西庄小学校	校舎	55	1,622	0	0	1,622	
	金山小学校	北校舎	57	0	0	0	0	調査の結果, 診断必要なし
	白峰中学校	校舎	39	2,949	0	0	2,949	
	白峰中学校	技術棟	41	831	0	0	831	
	瀬居中学校	校舎	51	1,798	0	0	1,798	
	東部中学校	北校舎	52	1,700	0	0	1,700	
	東部中学校	中校舎	52	1,457	0	0	1,457	
	坂出中学校	技術棟	50	1,020	0	0	1,020	
	林田幼稚園	園舎	56	1,030	0	0	1,030	14
	川津幼稚園	遊戯室	51	763	0	0	763	10
	松山幼稚園	園舎	55	991	0	0	991	13
	府中幼稚園	園舎	55	991	0	0	991	13
	川津愛児園	園舎	49	636	0	0	636	15
	府中保育所	園舎	50	401	0	0	401	11 耐震性能あり
	加茂保育所	園舎	54	401	0	0	401	11 耐震性能あり
	南部保育所	園舎	47	699	0	0	699	15
	平成20年度 小計			37,252	1,906	46,534	85,692	
21	東部中学校	南校舎	51	0	0	49,011	49,011	
	消防本部	庁舎	56	0	2,169	41,381	43,550	17
	番の州分署	庁舎	53	0	0	5,439	5,439	13
	鴨川浄水場	管理本館	46	0	987	28,014	29,001	6
	川津幼稚園	遊戯室	51	0	1,313	0	1,313	
	東部小学校	北校舎	32	0	6,185	0	6,185	
	東部小学校	南校舎	54	0				
	白峰中学校	校舎(南)	41	0	2,940	0	2,940	
	白峰中学校	校舎(北)	39	0	4,914	0	4,914	
	白峰中学校	校舎(中)	40	0				
	白峰中学校	技術棟	50	0				
	林田小学校	南校舎	55	0	3,675	0	3,675	
	林田小学校	校舎(南)	41	0				
	林田小学校	校舎(北)	40	0				
	林田小学校	校舎(中)	41	0				
	川津小学校	南校舎	54	0	1,124	0	1,124	
	東部中学校	中校舎	52	0	2,730	0	2,730	
	金山小学校	中校舎	54	0	2,258	0	2,258	
	西庄小学校	校舎	55	0	2,573	0	2,573	
	松山小学校	北校舎	56	0	1,995	0	1,995	
	瀬居中学校	校舎	51	0	2,415	0	2,415	
川津愛児園	園舎	49	0	1,260	0	1,260	15	
南部保育所	園舎	47	0	1,460	0	1,460	15	
市役所	本庁舎	32	3,623	0	0	3,623	13	
	平成21年度 小計			3,623	37,998	123,845	165,466	
22	川津幼稚園	遊戯室	51	0	0	19,226	19,226	実績額に変更
	東部小学校	北校舎	32	0	0	190,965	190,965	実績額に変更
	東部小学校	南校舎	54	0	0			実績額に変更
	白峰中学校	校舎(南)	41	0	0	110,212	110,212	実績額に変更
	白峰中学校	校舎(北)	39	0	0	184,544	184,544	実績額に変更
	白峰中学校	校舎(中)	40	0	0			実績額に変更

	白峰中学校	技術棟	50	0	0				実績額に変更	
	林田小学校	南校舎	55	0	0	151,902	151,902		実績額に変更	
	林田小学校	校舎(南)	41	0	0				実績額に変更	
	林田小学校	校舎(北)	40	0	0				実績額に変更	
	林田小学校	校舎(中)	41	0	0				実績額に変更	
	川津小学校	南校舎	54	0	0			18,412	17,115	実績額に変更
	東部中学校	中校舎	52	0	0	76,044	76,044	実績額に変更		
	金山小学校	中校舎	54	0	0	57,362	57,362	実績額に変更		
	西庄小学校	校舎	55	0	0	65,132	65,132	実績額に変更		
	松山小学校	北校舎	56	0	0	30,243	30,243	実績額に変更		
	瀬居中学校	校舎	51	0	0	45,360	45,360	実績額に変更		
	川津愛児園	園舎	49	0	0	25,309	23,310	15		
	南部保育所	園舎	47	0	0	34,291	33,012	15		
	林田幼稚園	園舎	56	0	2,415	0	2,415	14	実績額に変更	
	松山幼稚園	園舎	55	0		0			13	実績額に変更
	府中幼稚園	園舎	55	0		0				
	加茂小学校	校舎	53	0	945	0	945		実績額に変更	
	府中小学校	西校舎	56	0	1,470	0	1,470		実績額に変更	
	東部中学校	北校舎	52	0	2,342	0	2,342		実績額に変更	
	坂出中学校	技術棟	50							実績額に変更
平成22年度 小計				0	7,172	1,009,002	1,016,174			
23	林田幼稚園	園舎	56	0	0	34,860	34,860	14	実績額に変更	
	松山幼稚園	園舎	55	0	0	32,950	32,950	13	実績額に変更	
	府中幼稚園	園舎	55	0	0	33,703	33,703	13	実績額に変更	
	東部中学校	北校舎	52	0	0	23,211	23,211		実績額に変更	
	加茂小学校	校舎	53	0	0	10,896	10,896		実績額に変更	
	府中小学校	西校舎	56	0	0	43,186	43,186		実績額に変更	
	坂出中学校	技術棟	50	0	0	13,889	13,889		実績額に変更	
	市民ホール	人工土地Ⅲ期	49	5,139	0	0	5,139	10	実績額に変更	
	京町団地	人工土地Ⅰ期	42	12,711	0	0	12,711	10	実績額に変更	
	京町団地	人工土地Ⅱ期	47					10	実績額に変更	
京町団地	人工土地Ⅲ期	49					10	実績額に変更		
平成23年度 小計				17,850	0	192,695	210,545			
24	市民ホール	人工土地Ⅲ期	49	0	0	0	0	10	人工土地として検討するため延期	
	京町団地	人工土地Ⅰ期	42	0	0	0	0	10	補強工事をH25からH27に変更	
	西庄団地	中耐東棟	47	2,499	0	0	2,499	10	実施設計をH24からH27に変更	
	西庄団地	中耐西棟	45							
	王越消防屯所	屯所	53	704	0	0	704	10	建替に変更のため実施設計を中止	
平成24年度 小計				3,203	0	0	3,203			
25	市民ホール	人工土地Ⅲ期	49	0	0	0	0		耐震診断の結果、構造部材耐震化不要	
	京町団地	人工土地Ⅱ期	47	0	0	0	0	10	補強工事をH25からH27に変更	
	西庄団地	中耐東棟	47	0	4,700	0	4,700	10	補強工事をH25からH26に変更	
	西庄団地	中耐西棟	45	0	4,700		4,700			
	王越消防屯所	屯所	53	0	0	0	0	10	建替に変更	
	八幡園	授産施設	54	0	0	0	0	9	耐震診断・実施設計をH25からH26に変更。建替案も検討中	

	大橋記念図書館	図書館	54	3,000	0	0	3,000	9	実施設計を H25 から H26 に変更
	生活課	庁舎	44	1,900	0	0	1,900	5	実施設計を H25 から H26 に変更。24 年 3 月補正繰越明許
	平成 25 年度 小計			4,900	9,400	0	14,300		
26	八幡園	授産施設	54	0	0	0	0	9	市社協による建替に変更のため耐震診断・実施設計を中止
	大橋記念図書館	図書館	54	0	3,469	0	3,469	9	実施設計を H25 から H26 に変更。補強工事を H26 から H27 に変更
	西庄団地	中耐西棟	45	0	0	62,040	62,040	9	補強工事を H25 から H26 に変更
	西庄団地	中耐西棟	45	0	0	65,236	65,236	9	
	京町団地	人工土地Ⅰ期	42	0	7,659	0	7,659	10	実施設計を H23 から H26 に変更
	京町団地	人工土地Ⅱ期	47	0	2,680	0	2,680	10	実施設計を H23 から H26 に変更
	生活課	庁舎	44	0	829	0	829	5	実施設計を H25 から H26 に変更
	勤労福祉センタ	勤労福祉施設	52	1,910	2,037	0	3,947	9	
	川津文化センタ	隣保館	55	419	446	0	865	3	
	西庄児童館	児童館	49	630	672	0	1,302	3	
	広域行政センタ	庁舎	50	810	864	0	1,674	2	
	海の家	研修施設	49	663	707	0	1,370	2	
	平成 26 年度 小計			4,432	19,363	127,276	151,071		
27	八幡園	授産施設	54	0	0	0	0	15	市社協による建替に変更のため補強工事を中止
	京町団地	人工土地Ⅰ期	42	0	0	224,989	224,989	10	補強工事を H24 から H27 に変更
	京町団地	人工土地Ⅱ期	47	0	0	78,725	78,725	10	補強工事を H25 から H27 に変更
	大橋記念図書館	図書館	54	0	0	101,896	101,896	9	補強工事を H26 から H27 に変更
	生活課	庁舎	44	0	0	24,346	24,346	5	補強工事を H26 から H27 に変更
	勤労福祉センタ	勤労福祉施設	52	0	0	59,831	59,831	9	
	川津文化センタ	隣保館	55	0	0	13,113	13,113	3	
	西庄児童館	児童館	49	0	0	19,740	19,740	3	
	広域行政センタ	庁舎	50	0	0	25,380	25,380	2	
	海の家	研修施設	49	0	0	20,774	20,774	2	
	平成 27 年度 小計			0	0	568,794	568,794		
	総計			71,260	75,839	2,068,146	2,215,245		



## 10-8 第4次地震防災緊急事業五箇年計画(香川県・抜粋)

(平成23年度～平成27年度)

## 【総括編】

## 1. 目的

当県域は、過去に南海地震等による大きな被害を受けており、今後も地震による被害発生の危険性が高く、第1次地震防災緊急事業五箇年計画(平成8年度～平成12年度)、第2次五箇年計画(平成13年度～平成17年度)、第3次五箇年計画(平成18年度～平成22年度)を策定し、地震防災対策上、整備の緊急性の高い箇所・施設についての整備を推進してきた。

しかしながら、平成22年度末時点における第3次五箇年計画の進捗率は74.2%(事業費ベース)の見込みとなり、事業の未達成箇所が発生している。さらに社会状況の変化により、整備の緊急性の高い箇所・施設が増加しているという状況にある。

このため、第3次五箇年計画の事業未達成部分を含め、再度、地震防災上、整備すべき緊急性の高い項目を総合的に判断・抽出し、第4次五箇年計画(平成23年度～平成27年度)の策定を行うことにより、各種施設の緊急的な整備を図り、県土の安全性の向上に努めるものである。

## 2. 計画対象地域の概要

## (1)想定される地震災害の位置づけ

本県では、阪神・淡路大震災を教訓として、海溝型(南海地震)及び内陸型の大規模な地震が発生した場合を想定して、地震防災対策の強化・推進を図るため平成7、8年度の2箇年で「香川県地震被害想定調査」を行った。その結果については、以下のとおりである。また、平成15、16年度には東南海・南海地震同時発生を想定した「香川県津波被害想定調査」を実施した。

これらの被害想定については、本県の地震防災対策の基礎として、本県地域防災計画にも記載している。

## (2)想定される地震災害の概要

計画対象区域における想定地震及び被害想定概要等は、以下のとおりとなっている。

## ①想定地震

香川県地震被害想定調査において、過去に被害の発生した地震や近年の地震発生状況等から、県域に大きな被害を及ぼす恐れのある活断層による内陸型の地震2ケースと南海地震などのようなプレートの沈み込みによる海溝型の地震1ケースの合計3ケースを想定した。

表-1 想定地震

	地震タイプ	震源域	地震の規模
想定地震1	海溝型地震(プレート型地震)	南海トラフ	マグニチュード 8.4
想定地震2	内陸型地震(直下型地震)	中央構造線(三野・池田断層)	マグニチュード 7.7
想定地震3	内陸型地震(直下型地震)	長尾断層	マグニチュード 7.1

## ②想定震度分布図(略)

## ③被害想定概要 表-2 のとおり

## (3)計画対象区域

今世紀前半にも発生が懸念されている南海地震など本県で想定される地震が発生した場合、県全域で震度6弱以上の揺れが発生すると想定していることから人的及び物的被害の発生防止及び被害の軽減を図るため、計画対象地域は県全域とする。

表-2 被害想定の概要

想定項目		想定地震	南海トラフ M 8.4	中央構造線 M 7.7	長尾断層 M 7.1	県内の総数
		震 度	5 弱 ～ 6 強	5 弱 ～ 7	5 弱 ～ 7	
建物被害	地震動・液状化	全壊	4,567	61,671	80,068	731,485 棟
		半壊	17,414	179,821	142,872	
	津波	床上浸水	26,498	—	—	
		床下浸水	20,410	—	—	
火災	出火(棟)(1日目)		47	302	340	731,485 棟
	焼失(棟)		29	30,780	36,815	
人的被害	死者(人)		188	6,763	6,692	1,027,006 人 平成7年 国勢調査
	負傷者(人)		3,324	36,969	36,168	
	罹災者(人)		34,096	390,059	385,777	
	避難者(人)		10,232	117,017	115,734	
ライフライン被害	上水道(箇所)		839	7,539	6,753	6,501 km
	下水道(箇所)		60	1,141	1,496	1,214 km
	ガ ス(箇所)		343	1,238	1,310	802 km
	電 柱(本)		367	1,113	956	147,230 本
	電話柱(本)		224	604	548	128,744 本

3. 地震防災対策の実施に関する目標

本県地域防災計画において、「地震防災対策の実施に関する目標」(地震防災対策特別措置法第1条の2)を定めたところであり、その内容については、次のとおりである。(市計画総則第6節参照)

## 4. 計画項目及び事業量・事業費(地震防災緊急事業五箇年計画総括表)

事業項目	事業量		事業費(百万円)
1号 避難地	44.0 h a	5 箇所	9,621
2号 避難路	0.2 k m	2 箇所	1,200
3号 消防用施設	91 箇所		3,222
4号 消防活動用道路	2.0 k m	4 箇所	782
5号 緊急輸送道路等			
5-1号 緊急輸送道路	8.2 k m	23 箇所	15,154
5-2号 緊急輸送交通管制施設	19 箇所		154
5-3号 緊急輸送ヘリポート	箇所		
5-4号 緊急輸送港湾施設	3 箇所	3 バース	3,436
5-5号 緊急輸送漁港施設	箇所	バース	
6号 共同溝等	1.3 k m	3 箇所	731
7号 医療機関	施設		
8号 社会福祉施設	11 施設		3,844
8の2号 公立幼稚園	55 棟	35 学校	3,633
9号 公立小中学校等			
9-1号 校舎	105 棟	52 学校	25,887
9-2号 屋内運動場	36 棟	33 学校	7,961
9-3号 寄宿舎	棟	学校	
10号 公立特別支援学校			
10-1号 校舎	15 棟	4 学校	3,534
10-2号 屋内運動場	2 棟	2 学校	605
10-3号 寄宿舎	1 棟	1 学校	233
11号 公的建造物	21 施設		2,562
12号 海岸・河川			
12-1号 海岸保全施設	5 箇所	1,800 m <sup>※1</sup>	579
12-2号 河川管理施設	2 箇所	1,900 m <sup>※1</sup>	735
13号 砂防設備等			
13-1号 砂防設備	60 箇所		6,500
13-2号 保安施設	75 箇所		2,262
13-3号 地すべり防止施設	3 箇所		279
13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	10 箇所		1,090
13-5号 ため池	118 箇所		7,298
14号 地域防災拠点施設	施設		
15号 防災行政無線	箇所		
16号 水・自家発電設備等	7 箇所		1,239
17号 備蓄倉庫	3 箇所		117
18号 応急救護設備等	基		
19号 老朽住宅密集対策	h a	箇所	
合計			101,456

※堤防・護岸距離

【施設別編】(坂出市が事業主体の事業だけ抜粋)

5-4号 緊急輸送港湾施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

緊急輸送港湾施設は震災時において、住民の避難、物資の応急輸送や支援要員輸送など復旧・復興の支援拠点として重要な役割を果すものであり、香川県地域防災計画の震災対策編に基づき、長期的な目標として県下10港において耐震強化岸壁等の耐震機能を有する港湾施設の整備を行うものとする。

2. 五箇年計画への計上の考え方

平成22年度末において、2港(2バース)で耐震強化岸壁を供用しており、2港(2バース)の耐震強化岸壁が整備中である。

本五箇年計画においては、現在整備中である2港(2バース)に新たに1バース追加し、2港(3バース)の耐震強化岸壁の整備を進めていくものとする。

3. 整備計画

(1) 年次計画(略)

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
坂出市 (坂出市)	港湾整備事業等	1バース	800	23~25	国土交通省	—

8の2号 公立幼稚園

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

幼稚園は、次代を担う子ども達の学習活動の場であるとともに、地震発生時には地域住民の避難所として活用されることも考えられることから、園舎等の耐震化の一層の促進を図ることが重要である。

このため、旧耐震基準が適用された昭和56年以前に建設された園舎について、耐震診断等を実施し、所要の耐震性能を有しない施設について、耐震補強工事又は改築工事を行い、安全性の確保を図る必要がある。

以上のことから、施設の整備に係る中長期目標は、耐震化が必要な県内すべての公立幼稚園約55棟について、できるだけ速やかに耐震補強工事等を行うなど所要の措置を講ずることとする。

2. 五箇年計画への計上の考え方

耐震診断の結果、耐震性能が低いとされた施設については、緊急に耐震補強等の措置を講ずる必要がある。

このため、五箇年計画への計上に当たっては、昭和56年以前に建設された施設のある幼稚園のうち、補強等が必要なものについて、計画期間内の実現性も考慮し、園舎等の補強等35園について計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画(略)

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
坂出市	学校施設環境改善 交付金	3園3棟	48	23	文部科学省	—

## 9-1号 公立小中学校等(校舎)

## 1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

学校は、次代を担う子ども達の学習活動の場であるとともに、地震発生時には地域住民の避難所として活用されることから、校舎の耐震化の一層の促進を図ることが重要である。

このため、旧耐震基準が適用された昭和56年以前に建設された校舎について、耐震診断等を実施し、所要の耐震性能を有しない施設について、耐震補強工事又は改築工事を行い、安全性の確保を図る必要がある。

以上のことから、施設の整備に係る中長期目標は、耐震化が必要な県内すべての公立小中学校の校舎103棟について、できるだけ速やかに耐震補強工事等を行うなど所要の措置を講ずることとする。

## 2. 五箇年計画への計上の考え方

耐震診断の結果、耐震性能が低いとされた施設については、緊急に耐震補強等の措置を講ずる必要がある。

このため、五箇年計画への計上に当たっては、昭和56年以前に建設された施設のある学校のうち、補強等が必要なものについて、計画期間内の実現性も考慮し、校舎等の補強等52校について計上する。

## 3. 整備計画

(1) 年次計画(略)

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標 との関係
坂出市	安全・安心な 学校づくり交付金	3校3棟	52	23	文部科学省	—

## 10-9 坂出港台風・津波対策委員会会則

(名称)

第1条 本会は、坂出港台風・津波対策委員会（以下「委員会」という）と呼称する。

(目的)

第2条 坂出港における台風及び地震発生に伴う津波等（以下「台風等」という。）による船舶等の安全対策について必要な事項を協議し、その実施を推進する。

(業務)

第3条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 台風災害

- イ 港内の台風影響に関する調査
- ロ 港内の台風対応策の策定
- ハ その他本会の目的達成に必要な事項

(2) 津波災害

- イ 港内の津波影響に関する調査
- ロ 港内の津波対応策の策定
- ハ その他本会の目的達成に必要な事項

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、坂出海上保安署におく。

(会員)

第5条 委員会は、坂出港に関係ある行政機関及び企業並びに団体をもって会員とする。

(役員)

第6条 委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 特別委員 若干名（関係官公署等）

(委員長等の職務等)

第7条 各委員の職務及び任期は次のとおりとする。

(委員長)

- (1) 議事，その他会務を統括する。
- (2) 任期は，2年とし留年を妨げない。

(副委員長)

- (1) 委員長を補佐し委員長が会務を統括することができない場合，委員長の職務を代行する。
- (2) 任期は，2年とし留年を妨げない。

(常任委員)

- (1) 委員長及び副委員長に協力し会務を担当する。
- (2) 任期は，2年とし留年を妨げない。

(特別委員)

委員会における協議内容等につき必要な助言等を行う。

(委員会)

第8条 会議は，委員長が必要と認めた場合，会を招集することができる。

(対策の実施等)

第9条 委員会は，会議において決定した事項及び港長の船舶等に対する指示，勧告等を船舶等に伝達するものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は委員長が役員と協議して定める。

附則 この会則は平成17年5月26日から実施する。

## 10-10 台風・津波災害防止要綱

平成 25 年 3 月 12 日改正

## 1 総則

この要綱は、坂出港に影響を与える台風・津波の来襲により災害の発生が予想される場合、坂出港台風・津波対策委員会の委員が措置すべき事項を明示し、「坂出港台風・津波対策委員会規約」に定める目的を達成することとする。

## 2 気象情報

台風等の進路・勢力・強風圏等の予測は、公的機関の発表する気象情報を基準とする。

## 3 発令の手続き

- (1) 発令は、発令区分に基づき坂出港長から発令する。
- (2) 坂出港台風・津波対策委員会の委員長は、坂出港長が発令するに際し、意見を求められた場合、これに協力する。
- (3) 坂出港長からの発令事項は、事務局から各会員あれ F A X 等で周知する。

## 4 警戒体制等の種類

- (1) 台風の警戒体制  
別表 1 のとおりとする。
- (2) 津波の警戒体制  
別表 2 のとおりとする。

台風・津波災害防止要綱 別表1 《台風, 異常気象》

区分	発動時期	船種別対応区分					その他
		貨物船	危険物積載船	プレジャーボート・漁船	修繕船(操縦性能制限船含む)	工事作業船	
注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風に伴う強風域(風速 15m/s 以上)に入ると予想される昼間(0800～1700)</li> <li>・その他, 港長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報を収集し, 台風の動向に留意する</li> <li>・荷役の早期完了または荷役の中止等荷役計画を調整する</li> <li>・関係先との連絡体制を確保する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報を収集し, 台風の動向に留意する</li> <li>・荷役の早期完了, 新規の荷役中止等荷役計画の見直しを行う</li> <li>・関係先との連絡体制を確保する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報を収集し, 台風の動向に留意する</li> <li>・関係先との連絡体制を確保する</li> <li>・陸揚げ係留強化等の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報を収集し, 台風の動向に留意する</li> <li>・関係先との連絡体制を確保する</li> <li>・荒天準備又は避難準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報を収集し, 台風の動向に留意する</li> <li>・関係先との連絡体制を確保する</li> <li>・工事作業中止の準備</li> <li>・荒天準備又は避難準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潮汐情報の収集</li> <li>・高潮準備</li> </ul>
第1体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風に伴う強風域に入ると判断される場合</li> <li>・強風注意報が発令され, 平均風速 10m/s 以上で且つ瞬間最大風速 20m/s 以上を観測した場合)</li> <li>・その他, 港長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷役中の場合は, 荷役を中止し, 避難準備を整える</li> <li>・避泊地を選定し, 避泊時期を決定する</li> <li>・乗組員の待機, 機関の準備等必要に応じて直ちに運航できるよう準備する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷役中の場合は, 荷役を中止し, 避難準備を整える</li> <li>・避泊地を選定し, 避泊時期を決定する</li> <li>・乗組員の待機, 機関の準備等必要に応じて直ちに運航できるよう準備する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所を選定し, 船溜り等安全な場所に避難する</li> <li>・陸揚げ係留強化等の流出防止措置を執る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕中の船舶, 台船等運転不自由又は操縦性能が制限されている船舶は, その船舶を管理する事業所において荒天準備又は避難体制を確立する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型船舶, 台船等は, 陸揚げ或いは係留強化等の流出防止措置を施す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理物の海上への流出防止措置を施す</li> </ul>
第2体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風に伴う暴風域域に入ると判断される場合</li> <li>・暴風警報が発令され, 平均風速 15m/s 以上で且つ瞬間最大風速 25m/s 以上を観測した場合)</li> <li>・その他, 港長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総トン数 3000 トン以上の船舶は, 港域外に避難する</li> <li>・総トン数 5000 トン以上の船舶は, 離岸, 離棧して安全な海域に避難する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総トン数 3000 トン以上の船舶は, 港域外に避難する</li> <li>・総トン数 5000 トン以上の船舶は, 離岸, 離棧して安全な海域に避難する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船溜り等の安全な場所への避難, 係留強化等流出防止措置を完了する</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総トン数 500 トン以上の船舶は港域外に避難する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理物を可能な範囲で高所へ移動する</li> <li>・管理物の海上への流出防止措置の強化を施す</li> </ul>
		第2体制が発動された場合, 各所にて係留及び管理する船舶の避難対応について港長あて報告すること。					
解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風通過後の中心位置, 以後の予想進路, 規模等から坂出港が台風の影響圏外になり, 台風による海難発生の恐れが無くなった時</li> </ul>						

※各施設での安全管理規約及び係留施設状況によって上記記載の避難対応と異なる体制をする場合は, その対応内容について港長へ報告するものとする。

気象庁発表の台風進路予想及び坂出海上保安署設置の風速計観測結果から判断し, 以下の流れで FAX にて周知いたします。なお, 第二体制から第一次体制への軽減はいたしません。

パターン1) 注意喚起 ⇒ 第一次体制 ⇒ 第二次体制 ⇒ 解除

パターン2) 注意喚起 ⇒ 第一次体制 ⇒ 解除

パターン2) 注意喚起のみ



台風・津波災害防止要綱 別表2 《津波》

区分	発動時期		津波来襲までの時間的余裕	湾内着岸船舶			錨泊船舶	航行船舶	
				大型船・中型船		小型船		大型船 中型船	小型船 (プレジャーボート・小型漁船)
				危険物積載船	一般船舶 (荷役作業船含む)	プレジャーボート・小型漁船			
注意喚起	潮位変動等に関する注意喚起がなされた場合			地震、津波情報を収集し関係先との連絡体制を確保する。					
第1体制	津波注意報	1m		荷役・作業中止係留強化又は離岸・離棧して安全な海域に避難	荷役・作業中止係留強化又は離岸・離棧して安全な海域に避難	陸揚げ固縛又は係留強化等流出防止措置	情報注意（場合によっては、港外退避，機関使用）	港外退避	陸揚げ固縛，係留強化又は安全な海域に避難
第2体制	津波警報	3m	なし	原則，港外退避	係留強化又は離岸，離棧して安全な海域に避難	安全な場所への避難	機関使用	港外退避	陸揚げ固縛，係留強化又は安全な海域に避難
			あり	港外退避	離岸，離棧して安全な海域に避難	陸揚げ固縛又は安全な海域に避難（場合によっては港外退避）	港外退避		陸揚げ固縛，係留強化又は安全な海域に避難
	第2体制が発動された場合，各所にて係留及び管理する船舶の避難対応について港長あて報告すること。								
	大津波警報	10m超 10m 5m	なし	原則，港外退避	陸上避難	安全な場所への避難	機関使用	港外退避	陸揚げ固縛，係留強化又は安全な海域に避難
あり			港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は安全な海域に避難（場合によっては港外退避）	港外退避	陸揚げ固縛，係留強化又は安全な海域に避難		
第2体制が発動された場合，各所にて係留及び管理する船舶の避難対応について港長あて報告すること。									

※発動については気象庁の発表をもって自動発動とし，委員会事務局からFAX・メール等にて順次通知いたします。

- ・津波来襲までの時間的余裕  
あり：津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避，陸揚げ固縛等の安全な状態におくまで）がある。  
なし：津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避，陸揚げ固縛等の安全な状態におくまで）がない。 ※ 時間的余裕の判断ができない場合は「なし」の区分に当てはめて対応すること。
- ・小型船：プレジャーボート・漁船のうち，港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない。）
- ・大型船：水先人又はタグボート等の補助を必要とする程度の船舶。
- ・陸上避難：船舶での避難は高い危険性が予想されるため，乗員等は陸上の高いところに避難する。可能な限り船舶の流出防止措置をとる。
- ・港外退避：郊外の水深は深く，十分広い海域，沖合に避難すること。
- ・陸揚げ固縛：プレジャーボート・漁船等の小型船を陸揚げして，津波等により海上に流出しないように固縛すること。
- ・機関使用：錨泊した状態で機関を起動し，必要に応じて使用することにより津波に対応すること。
- ・解除：津波注意報等が解除され，坂出港及びその周辺海域に被害のおそれなくなったとき。